

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:総務部人権共生課(指定管理者) No.001

処 分 名	男女共同参画推進センター使用の許可
処 分 の 概 要	男女共同参画推進センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	春日部市男女共同参画推進センター条例（平成 17 年条例第 27 号）第 5 条 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則（平成 17 年規則第 12 号）第 3 条、第 3 条の 2 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年 12 月 17 日条例第 52 号）第 3 条、第 3 条の 2
審 査 基 準	男女共同参画推進センターの使用の許可は、当該施設の使用が次の（１）から（７）の要件をみたすことが必要です。 （１）秩序及び風俗を害するおそれがないこと。 （２）建物及び附帯設備を破損するおそれがないこと。 （３）営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するおそれがないこと。（以下のような場合は、使用できません。） ・ 目的を問わず、収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合 ・ 手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合 ・ 公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合 ・ 商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾・収益事業の宣伝を目的とする場合。 （４）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するおそれがないこと。 （５）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがないこと。（以下のような場合は、使用できません。） ・ 申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合 ・ 布教活動及び布教活動につながる場合 （６）暴力団等の利益になると認められるとき。 （７）その他管理上支障がないこと。 ・ 入所者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合

	・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など
標準処理期間	原則即日（休所日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 3 月 28 日）
申請時期	使用する日が属する月の 3 ヶ月前の月の 15 日から使用する日までの間
申請方法	男女共同参画推進センター窓口への提出
備考	管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。 公共施設予約システム及び男女共同参画推進センター窓口で、使用の予約をすることができます。
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■男女共同参画推進センター条例 （使用の許可及び制限） 第 5 条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。 （1） 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。 （3） 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。 （4） 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 （5） 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 （6） その他管理上支障があるとき。 3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。 （譲渡等の禁止） 第 6 条 前条第 1 項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （許可の取消し等） 第 7 条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1） 第 5 条第 2 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに違反したとき。 （2） 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 （3） 職員の指示に従わないとき。 （4） その他管理上支障があるとき。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

■春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則
(許可手続等)

第3条 条例第5条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、春日部市男女共同参画推進センター使用申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。)の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第13条に規定する使用料を徴収し、春日部市男女共同参画推進センター使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

4 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに春日部市男女共同参画推進センター使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書(様式第3号)により市長に申請し、又は届け出なければならない。ただし、使用日を変更しようとするときは、第2項の規定を準用する。

5 前項の申請又は届出をするときは、許可書を提示しなければならない。

6 市長は、第4項の規定による申請又は届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市男女共同参画推進センター使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書(様式第4号。以下「変更等許可書」という。)により許可又は通知するものとする。

7 使用者は、使用開始前に許可書(前項の許可を受けた者にとっては、許可書及び変更等許可書)を提示し、係員の指示に従わなければならない。

(使用の許可に係る予約)

第3条の2 前条に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

(使用の制限)

第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:総務部人権共生課(指定管理者) No.002

処 分 名	男女共同参画推進センターの使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、男女共同参画推進センターの使用の許可を受けた者に対して、使用料の全額又は、一部を還付することができます。
根拠法令等・条項	春日部市男女共同参画推進センター条例（平成 17 年条例第 27 号）第 15 条 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則（平成 17 年規則第 12 号）第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	◎次の(1)～(3)の要件のいずれかに該当した場合、男女共同参画推進センターの使用料が還付されます。 (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合。 (2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日 （最終改正：平成 29 年 3 月 16 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	男女共同参画推進センター窓口へ提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■春日部市男女共同参画推進センター条例

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則

(使用料の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項又は第2項に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) その他の場合 市長が別に定める額の還付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

(還付の手続)

第8条 使用料の還付(第3条第6項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、許可書(第3条第6項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書)を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請のあつたときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:総務部人権共生課(指定管理者) No.003

処 分 名	男女共同参画推進センターの使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、男女共同参画推進センターの使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は減免することができます。
根拠法令等・条項	春日部市男女共同参画推進センター条例（平成 17 年条例第 27 号）第 14 条 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則（平成 17 年規則第 12 号）第 5 条、第 6 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年 6 月 18 日条例第 33 号）第 3 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 19 年 6 月 18 日規則第 52 号）第 4 条
審 査 基 準	◎男女共同参画推進センターの使用料の減免は、次の(1)～(3)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日 （最終改正：平成 31 年 3 月 22 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	男女共同参画推進センター窓口へ提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■男女共同参画推進センター条例

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■男女共同参画推進センター条例施行規則

(使用料の減免)

第5条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

(減免の手続)

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除決定通知書(様式第6号)により、申請したものに通知しなければならない。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

(減免する使用料等)

第4条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表(第3条関係)

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する場合	障害者団体が使用する場合
春日部市男女共同参画推進センターの使用料等	免除	減額